（2025 年 5 月 30 日現在）

Smart Data Platform サービス利用規約　別冊（データ利活用）

第1章　総則

（適用）

第 1 条　Smart Data Platform サービス利用規約共通編（以下、「共通編」といいます。（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html））の第 1 条(本規約の目的）第 1 項に規定する別冊として、当社はこの別冊（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えてこの別冊（以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定める Smart Data Platform サービス(そのカテゴリーがデータ利活用に係るものに限ります。以下「SDPF サービス（データ利活用)」といいます。）を提供します。

第2章　契約

（最低利用期間）

第 2 条　SDPF サービス（データ利活用）には、別紙に定める場合を除き、共通編第 10 条（最低利用期間）に規定する最低利用期間はありません。

第3章　料金等

（料金の支払義務）

第 3 条　契約者は、その契約に基づいて当社が SDPF サービス（データ利活用）に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPF　サービス（データ利活用）に係るメニュー等の終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙 1　加工

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1) データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica	各クラウド、およびオンプレミスに存在している各種データ、アプリケーションの統合を構築し、展開するためのプラットフォームである iPaaS を提供するもの

2　各メニューの提供条件等

(1)　データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica

A　提供条件

(A)　本メニューの利用において、契約者は本規約の定めに加え、インフォマティカ・ジャパン株式会社（以下、「Informatica」といいます。）と「インフォマティカライセンスおよびサービス契約」（以下、「ILSA」といいます。）、および注文書（以下、「Exhibit A」といいます。）を締結いただくことが条件となります。

(B)　本メニューに係る利用料として、別途、当社から契約者に提示する見積書に定めた料金を適用します。契約者が提示された見積書に合意し、本メニューの申込を当社の指定する方法で申込を行い、当社が承諾の通知を発信してから 15 営業日以降の当社指定の日付から契約開始となります。なお、契約者が利用開始希望日の前営業日前までに Informatica と ILSA および Exhibit A を締結できない場合、当社は上記の承諾を撤回し、当社及び契約者にて利用開始日を協議し、双方で合意した後に契約者が改めて本メニューを申し込むものとします。

(C)　本メニュー契約開始後の追加メニューの申込についても前項のとおりとしますが、その場合、契約者が Informatica と締結する書面は ExhibitA のみとします。

(D)　本メニューは、見積書に定めるサービスメニュー毎に利用開始から 2 年間の契約期間となります。なお、メニューにより、契約期間が 2 年以内となる場合もあります。

(E)　当社は契約者に対して、本メニューの契約終了及び契約更新について終了及び更新の 1 ヶ月前に通知するものとします。

(F)　本メニューは、料金表に定めるサービスメニュー毎に利用開始から 1 年間又は 2 年間の契約期間となります。

(G)　契約更新の場合の手続きも第(B)項のとおりとしますが、その場合、契約者が Informatica と締結する書面は ExhibitA のみとします。

(H)　契約期間内に契約の解除があった場合は、契約期間に相当する利用額（契約の解除があった単位に係る月額上限料金に 24 ヶ月を乗じた額とします）から、利用開始から契約の解除があった日までの期間において現に支払のあった額を差し引いた額を、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。ただし、契約期間終了月の途中解約の場合はこの限りではありません。

(I)　本メニューは、SDPF サービスを日本で契約した場合にのみご利用いただけます。

B　料金算定方法

(A)　本メニューに係る利用料として、別途、当社から契約者に提示する見積書に定めた料金を適用します。

(B)　契約開始日が当月 1 日の場合、契約開始月より利用料が発生します。また、契約開始日が当月 2 日以降の場合、契約開始月の翌月より利用料が発生いたします。

(C)　本メニューに係る契約期間内での契約の解除があった場合の違約金として、算定された金額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

別紙 2　削除

別紙 3　削除

別紙 4　削除